

# 茨城県報 第10号

平成元年2月9日

木曜日

## 目次

### 告示

	ページ
●第二種大規模小売店舗に関する公示(商業振興課).....	1
●茨城県農業改良資金貸付規程の一部改正(農業経済課).....	2
●保安林の指定の解除予定(林業課).....	5
●新規土地改良事業の適当決定(5件)(農地管理課).....	6
●換地計画の適当決定(4件)( " ).....	7
●道路の供用開始(2件)(道路維持課).....	9
●道路の区域変更(3件)( " ).....	9
●二級河川の一部用途廃止(河川課).....	11
●都市計画事業の変更認可(2件)(都市施設課).....	11
●都市計画事業の認可(2件)(下水道課).....	12
●都市計画事業の変更認可( " ).....	13

### 公告

●一時保護児童の所持物の保管(婦人児童課).....	14
●建築許可に関する聴聞(建築指導課).....	15
●道路位置の指定(3件)( " ).....	16

### 規程

#### (企業局)

●茨城県工業用水道条例施行規程の一部を改正する規程.....	16
--------------------------------	----

## 告示

### 茨城県告示第133号

#### 第二種大規模小売店舗に関する公示

次の事項に係る建物における小売業の事業活動については、調整が行われることがあるので、大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律(昭和48年法律第109号)第3条第2項の規定により公示する。

平成元年2月9日

茨城県知事 竹内藤男

## 1 届出者の氏名又は名称

株式会社 ひたち商事

## 2 建物の名称及び所在地

リブレ京成利根店

北相馬郡利根町早尾台 600 番 5

## 茨城県告示第 134 号

茨城県農業改良資金貸付規程(昭和39年茨城県告示第1150号)の一部を次のように改正する。

平成元年2月9日

茨城県知事 竹 内 藤 男

## 第2条第1項の表中

1 省エネルギー技術導入資金 農業生産におけるエネルギー使用の合理化を図るための技術を導入するために必要な施設、機械又は資材で農林水産省で定めるものを購入し、又は設置するのに必要な資金	5年以内	を
1 省エネルギー技術導入資金 農業生産におけるエネルギー使用の合理化を図るための技術を導入するために必要な施設、機械又は資材で農林水産省で定めるものを購入し、又は設置するのに必要な資金	5年以内	
1の2 バイオテクノロジー導入資金 農林水産大臣が定める基準に基づき、農業者が有害なウイルスに汚染されていない苗を生産し、又は増殖するための技術を導入するために必要な施設、機械又は資材を購入し、又は設置するのに必要な資金	5年以内	

に改め、

同表9の項中「有害なウイルスに汚染されていない野菜の苗を増殖し、」及び「及び有害なウイルスに汚染されていない野菜の苗を増殖するために必要な資金」を削る。

「省エネルギー技術導入資金

様式第2号の1(1)中「省エネルギー技術導入資金」を

に改める。

バイオテクノロジー導入資金」

様式第2号の1(4)及び様式第2号の1(8)中「昭和」を削る。

様式第2号の3(2)中「明  
大 昭」及び「昭和」を削る。

様式第2号の3(3), 様式第2号の4(2), 様式第2号の4(3), 様式第3号, 様式第6号, 様式第12号及び様式第13号中「昭和」を削る。

付 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示の施行前にこの告示による改正前の茨城県農業改良資金貸付規程の規定に基づき貸付けられた資金については、なお従前の例による。

茨城県告示第134号—2

茨城県農業改良資金貸付基準(昭和60年茨城県告示第1296号)の一部を次のように改正する。

平成元年2月9日

茨城県知事 竹 内 藤 男

第1 生産方式改善資金の表中

	4 太陽熱利用による牧草乾燥施設	同 上	施設の面積32平方メートルにつき 500,000 円	同 上	同 上	を
--	------------------	-----	-------------------------------	-----	-----	---

	4 太陽熱利用による牧草乾燥施設	同 上	施設の面積32平方メートルにつき 500,000 円	同 上	同 上	
1の2 バイオテクノロジー導入資金	1 有害なウイルスに汚染されていない苗を生産するために必要な施設, 機械又は資材を購入し, 又は設置するのに必要な資金	農業者等	1セットにつき 3,500,000 円	6月～ 2月末日	7月～ 3月末日	
	2 有害なウイルスに汚染されていない苗を増殖するために必要な施設, 機械又は資材を購入し, 又は設置するのに必要な資金	同 上	施設の面積100平方メートルにつき 466,000 円	同 上	同 上	

に改め,

同表9の項中

5月～9月末日	6月～10月末日	を	6月～2月末日	7月～3月末日	に、
6月～2月末日	7月～3月末日		同 上	同 上	

3 有害ウイルスに汚染されていない野菜の苗を増殖するために必要な施設、機械若しくは資材を購入し、又は設置するのに必要な経費	同 上	施設の面積100平方メートルにつき 466,000 円	同 上	同 上
3 野菜のは種又は植付けから収穫又は調製までの一連の作業の省力化(これと必要な土壌の改良を含む。)を行うために必要な施設、機械若しくは資材を購入し、又は設置するのに必要な経費	同 上	ア 野菜のは種又は植付けから収穫までの一連の作業の省力化を行う場合にあつては、野菜の作付けの面積10アールにつき 506,000 円	同 上	同 上
		イ 野菜の調製の作業の省力化を行う場合にあつては、野菜の作付けの面積10アールにつき 626,000 円	同 上	同 上
		ウ 土壌の改良を行う場合にあつては、野菜の作付けの面積10アールにつき 500,000 円	同 上	同 上

3 野菜のは種又は植付けから収穫又は調製までの一連の作業の省力化	同 上	ア 野菜のは種又は植付けから収穫までの一連の作業の省力化を行う場合	同 上	同 上
----------------------------------	-----	-----------------------------------	-----	-----

(これに必要な土壌の改良を含む。)を行うために必要な施設, 機械若しくは資材を購入し, 又は設置するのに必要な経費	にあつては, 野菜の作付けの面積10アールにつき 506,000 円		
	イ 野菜の調製の作業の省力化を行う場合にあつては, 野菜の作付けの面積10アールにつき 626,000 円		
	ウ 土壌の改良を行う場合にあつては, 野菜の作付けの面積10アールにつき 500,000 円		

に改め,

同表12の項中

「 5月～9月末日 | 6月～10月末日 | を | 6月～2月末日 | 7月～3月末日 | に改める。」

茨城県告示第135号

次のように保安林の指定を解除する予定であるので, 森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成元年2月9日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 解除を予定している保安林の所在場所  
鹿島郡銚田町大竹字中坪707の1, 707の2, 707の4, 707の6, 大字大竹猫内366の17
- 2 指定された目的 飛砂の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

**茨城県告示第136号**

田谷川土地改良区から昭和64年1月6日付けで認可申請のあった一丁田南地区土地改良事業については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成元年2月9日

茨城県知事 竹 内 藤 男

**1 縦覧に供する書類**

田谷川土地改良区定款の写し

一丁田南地区土地改良事業計画書の写し

**2 縦覧の期間** 平成元年2月10日から平成元年3月6日まで

**3 縦覧の場所** 下館市役所、明野町役場

**茨城県告示第137号**

金砂郷村長石崎力から平成元年1月11日付けで認可申請のあった中谷津地区土地改良事業については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成元年2月9日

茨城県知事 竹 内 藤 男

**1 縦覧に供する書類**

中谷津地区土地改良事業計画書の写し

**2 縦覧の期間** 平成元年2月10日から平成元年3月6日まで

**3 縦覧の場所** 金砂郷村役場

**茨城県告示第138号**

桂村長廣木香から昭和63年7月25日付けで認可申請のあった高久崎地区土地改良事業については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成元年2月9日

茨城県知事 竹 内 藤 男

**1 縦覧に供する書類**

高久崎地区土地改良事業計画書の写し

- 2 縦覧の期間 平成元年2月10日から平成元年3月6日まで  
3 縦覧の場所 桂村役場

茨城県告示第139号

江連用土地改良区から昭和63年12月14日付けで認可申請のあった板橋地区土地改良事業については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成元年2月9日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 縦覧に供する書類  
江連用土地改良区定款の写し  
板橋地区土地改良事業計画書の写し  
2 縦覧の期間 平成元年2月10日から平成元年3月6日まで  
3 縦覧の場所 関城町役場

茨城県告示第140号

常陸太田市亀作町1052番地久保木栄ほか34名から昭和63年9月20日付けで認可申請のあった亀作地区土地改良事業(共同施行)については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第95条第3項において準用する同法第8条第1項の規定により適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成元年2月9日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 縦覧に供する書類  
亀作地区土地改良事業共同施行規約の写し  
亀作地区土地改良事業計画書の写し  
2 縦覧の期間 平成元年2月10日から平成元年3月6日まで  
3 縦覧の場所 常陸太田市役所

茨城県告示第141号

平成元年1月10日付けで認可申請のあった岡瀬沢地区の換地計画については適当と決定したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条において準用する同法第52条の2第4項において準用する同法第8条第6項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成元年2月9日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 縦覧に供する書類  
換地計画書の写し
- 2 縦覧の期間 平成元年2月13日から平成元年3月4日まで
- 3 縦覧の場所 那珂町役場

~~~~~

**茨城県告示第142号**

昭和63年12月16日付けで認可申請のあった中結城中部地区の換地計画については適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条の2第4項において準用する同法第8条第6項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成元年2月9日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 縦覧に供する書類  
換地計画書の写し
- 2 縦覧の期間 平成元年2月13日から平成元年3月7日まで
- 3 縦覧の場所 八千代町役場

~~~~~

**茨城県告示第143号**

平成元年1月13日付けで認可申請のあった関南地区第1換地区の換地計画については適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第52条の2第4項において準用する同法第8条第6項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成元年2月9日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 縦覧に供する書類  
換地計画書の写し
- 2 縦覧の期間 平成元年2月13日から平成元年3月4日まで
- 3 縦覧の場所 北茨城市役所

~~~~~

**茨城県告示第144号**

昭和63年12月23日付けで認可申請のあった北川根地区の換地計画については適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第52条の2第4項において準用する同法第8条第6項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成元年2月9日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 縦覧に供する書類  
換地計画書の写し



2 縦 覧 の 期 間 平成元年2月16日から平成元年3月10日まで

3 縦 覧 の 場 所 友部町役場

茨城県告示第145号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、平成元年2月9日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供  
する。

平成元年2月9日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 路 線 名 県道常陸太田烏山線

2 供用開始の区間 久慈郡水府村大字松平字松平336番地先から  
久慈郡水府村大字棚谷字峯下1915-1番地先まで

3 供用開始の期日 平成元年2月10日

茨城県告示第146号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、平成元年2月9日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供  
する。

平成元年2月9日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 路 線 名 県道笠間筑波線

2 供用開始の区間 新治郡八郷町大字小幡字尻無山2158-1番地から  
新治郡八郷町大字小幡字盆尾山1989-1番地まで

3 供用開始の期日 平成元年2月10日

茨城県告示第147号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、平成元年2月9日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供  
する。

平成元年2月9日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 道 路 の 種 類 県道

2 路 線 名 石岡筑波線

3 道 路 の 区 域

| 区 間                    | 旧新の別 | 敷地の幅員                      | 延 長          | 摘 要   |
|------------------------|------|----------------------------|--------------|-------|
| つくば市北条字中台<br>1454番地3から | 旧    | メートル<br>最大 14.0<br>最小 10.0 | メートル<br>58.0 |       |
|                        |      | 最大 5.0<br>最小 5.0           | 60.0         |       |
| つくば市北条字中台<br>1450番地4まで | 新    | 最大 5.0<br>最小 5.0           | 60.0         | 迂回路撤去 |

## 茨城県告示第148号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、平成元年2月9日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成元年2月9日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 長高野筑波線
- 3 道路の区域

| 区 間                      | 旧新の別 | 敷地の幅員                    | 延 長           | 摘 要   |
|--------------------------|------|--------------------------|---------------|-------|
| つくば市大字小泉字三川戸<br>326番地2から | 旧    | メートル<br>最大 4.8<br>最小 4.8 | メートル<br>102.3 |       |
|                          |      | 最大 5.0<br>最小 5.0         | 114.6         |       |
| つくば市大字小泉字薬師脇<br>294番地2まで | 新    | 最大 4.8<br>最小 4.8         | 102.3         | 迂回路撤去 |

## 茨城県告示第149号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、平成元年2月9日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成元年2月9日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 小川川島停車場線

3 道路の区域

| 区 間                       | 旧新の別 | 敷地の幅員             | 延 長             | 摘 要                                              |
|---------------------------|------|-------------------|-----------------|--------------------------------------------------|
| 下館市大字小川字前原<br>1765-1番地先から | 旧    | メートル<br>最大 11.0   | メートル<br>1,400.0 |                                                  |
|                           |      | 最小 6.2            |                 |                                                  |
| 下館市大字伊佐山字本宿<br>168-5番地先まで | 新    | 最大 11.0<br>最小 6.2 | 1,400.0         | 新道のうち国道50号<br>重用L=992m<br>県道舟玉川島停車場<br>線重用L=505m |
|                           |      | 最大 61.4<br>最小 6.1 | 3,416.0         |                                                  |

茨城県告示第150号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和40年政令第14号)第49条の規定により次のとおり告示する。

なお、その関係図書は、茨城県土木部河川課及び茨城県高萩土木事務所において縦覧に供する。

平成元年2月9日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 河 川 の 名 称 二級河川根古屋川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日  
平成元年2月9日
- 3 廃川敷地等の位置、種類及び数量

| 位 置                                                | 種 類 | 数 量       |
|----------------------------------------------------|-----|-----------|
| 北茨城市華川町大字下小津田字下り藤1271番地から<br>同市 同町 同大字 字縄免1743番地まで | 土 地 | 2,679.31㎡ |

茨城県告示第151号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成元年2月9日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 施行者の名称 土浦市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
昭和58年茨城県告示第863号土浦・阿見都市計画道路事業

3・2・30号 土浦駅東学園線

- 3 事業施行期間 昭和58年6月2日から平成4年3月31日まで  
 4 事業地  
 収用の部分 変更なし

茨城県告示第152号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成元年2月9日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 施行者の名称 土浦市  
 2 都市計画事業の種類及び名称  
 昭和54年茨城県告示第292号土浦・阿見都市計画道路事業  
 3・4・16号 土浦駅西通り線  
 3 事業施行期間 昭和54年3月1日から平成3年3月31日まで  
 4 事業地  
 収用の部分 変更なし

茨城県告示第153号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条第1項の規定により、都市計画事業を認可したので同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成元年2月9日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 施行者の名称 東茨城郡大洗町  
 2 都市計画事業の種類及び名称  
 水戸勝田都市計画下水道事業  
 大洗町公共下水道  
 3 事業施行期間 平成元年2月9日から平成8年3月31日まで  
 4 事業地  
 (1) 収用の部分 東茨城郡大洗町磯浜町字大洗下より大貫境まで地先の一部の区域  
 (2) 使用の部分

東茨城郡大洗町大字磯浜町字大洗下より大貫境まで、字大洗下より大貫境まで地先、字旭町、字緑町、字砂町及び字道祖人脇の全部の区域  
 字大洗下、字大洗境外、字後釜、字東光台、字関口、字ハツケ峯、字桂町、字寺家上、字中畑、

字行人塚，字磯鼻及び字坊主畑の一部の区域  
東光台並びに港中央の一部の区域  
大字大貫町字寺釜地先，字寺釜及び字勘十堀の一部の区域

茨城県告示第 154 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により，都市計画事業を認可したので，同法第62条第1項の規定により次のように告示する。

平成元年2月9日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 施行者の名称 東茨城郡美野里町
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
美野里都市計画下水道事業  
美野里町公共下水道
- 3 事業施行期間 平成元年2月9日から平成8年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 美野里町大字羽鳥字南谷津の一部の区域
  - (2) 使用の部分  
美野里町大字羽鳥字西平，字東平，字西浦，字羽鳥，字東裏，字宮前，字西峯，字西表，字東表，字東谷津，字脇山，字高場，字前山，字南谷津，字五万堀，字十二所及び字六十間の各一部の区域並びに大字大谷字大谷，字後谷津，字入谷津台，字宅地台の各一部の区域

茨城県告示第 155 号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により，事業計画の変更を認可したので，同条第1項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき，次のとおり告示する。

平成元年2月9日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 施行者の名称 常陸太田市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
日立都市計画下水道事業  
常陸太田市公共下水道
- 3 事業施行期間 昭和59年12月24日から平成8年3月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分 常陸太田市谷河原町字樋口町，谷河原町字六丁目の各一部
  - (2) 使用の部分  
昭和59年12月24日茨城県告示第1582号及び昭和63年3月3日茨城県告示第296号の事業地の

うち次に掲げる区域を加えた区域

常陸太田市宮本町字西塙，字田町，字桃源橋，字根道，字宮本，字蔵ノ内，字西一西

東二町字東二東，字東二西，字金井下

東三町字東三東，字東三西，字金井下南

木崎一町字金井下南，字舛形百歩，字西川添，字堤，字西切剥，字木崎西，字上長堀，

字上軍田，字木崎平，字木崎東，字西道，字杉本坂

木崎二町字金井下南，字西切剥，字木崎西，字竹下，字上長堀，字上軍田，字東切剥，

字木崎平，字木崎東，字鮫川，字木崎下

西三町字西道，字杉本坂，字西三東，字西三西

西二町字西二東，字西二西

西一町字西一東，字西一西

寿 町字根道，字十王坂，字西道

内堀町字蔵ノ内，字内堀西，字内堀東，字猿ヶ橋，字瀧坂，字薬師下

中城町字内堀西，字御所下，字猿ヶ橋，字中城，字搦，字瀧坂，字薬師下

米 町字御所下，字猿ヶ橋，字駒棚，字堀ノ内，字搦，字米町西，字米町東，字瀧坂，

字薬師下，字新宿

東一町字東一東，字東一西

塙 町字瀧坂，字東一東，字金井下，字薬師下，字浜街道北，字東二東，字道場下

金井町字金井下東，字金井下南，字金井下，字金井下北，字薬師下，字新道添，字浜

街道北

山下町字竹下，字上長堀，字東切剥，字下長堀，字鑄錢場跡，字下軍田，字廣町，字

加藤町，字鮫川，字木崎下の各全部の区域

内堀町字西鯉沼，中城町字西鯉沼，米町字西鯉沼，塙町字西鯉沼，金井町字江向，字

浜街道南，字二本杉，山下町字水門下の各一部の区域

## 公 告

### ●一時保護児童の所持物の保管

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の2の規定により一時保護を加えた児童の所持物件中，下記の物件を保管したから，返還請求権を有するものは申し出て下さい。

平成元年2月9日

茨城県中央児童相談所長 小 林 英 治

- 1 申 出 の 期 間 平成元年2月9日から平成元年8月8日まで
- 2 申 出 の 場 所 茨城県中央児童相談所  
電話 0292(21)4992
- 3 保 管 物

| 物 件 名 | 種 類 ・ 型 状                                                                      | 数 量 | 経 過                                             |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------|-----|-------------------------------------------------|
| 中古自転車 | 車体番号<br>7 J W 56960                                                            | 1   | 昭和63年1月中旬ころ<br>水戸市三の丸1-1-15先歩道橋下において窃取したもの      |
| 中古自転車 | 車体番号<br>D 462954<br>D S 55577<br>X 250860<br>K 662351<br>7 C 03070<br>L 670585 | 6   | 昭和62年10月頃の午後7時30分頃<br>笠間市笠間藤井重雄方事務所前にて窃取したもの    |
| 中古自転車 | 車体番号<br>け 433908<br>J 571070                                                   | 2   | 昭和63年6月12日午後4時ころ<br>J R 水戸駅南口自転車置場において窃取したもの    |
| 中古自転車 | 車体番号<br>F 7957071                                                              | 1   | 昭和63年7月下旬ころの午後8時ころ<br>笠間市下市毛 J R 笠間駅前において窃取したもの |

●建築許可に関する聴聞

建築基準法(昭和25年法律第201号)第48条第9項の規定に基づき次のとおり聴聞を行います。

平成元年2月9日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 聴 聞 期 日 平成元年2月15日 午前10時30分
- 2 聴 聞 場 所 石岡市正上内12243番地の29
- 3 聴 聞 事 項 住居地域内において次の建築物の許可に関すること。  
木工場併用住宅
- 4 申請者住所氏名 石岡市正上内10番地の4  
片 岡 茂
- 5 建築物構造規模 鉄骨造2階建 増築用途変更  
申請延面積 533.25平方メートル 既存 303.14平方メートル
- 6 敷 地 面 積 1,030.65平方メートル
- 7 原 動 機 既設 49.87キロワット
- 8 建築物の位置 石岡市正上内12243番29, 同番30

●道路位置の指定

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

平成元年2月9日

茨城県知事 竹 内 藤 男

| 指定番号            | 指 定<br>年 月 日 | 申 請 者                           |                             | 道 路 の 位 置                 | 道路幅員及び延長     |               |
|-----------------|--------------|---------------------------------|-----------------------------|---------------------------|--------------|---------------|
|                 |              | 氏 名                             | 住 所                         |                           | 幅 員          | 延 長           |
| 潮土木指令<br>第 30 号 | 元. 1. 31     | 株式会社サ<br>ニーランド<br>代表取締役<br>寺嶋 晃 | 東京都新宿区歌<br>舞伎町2丁目<br>41番12号 | 鹿島郡大野村大字林<br>字前山554番28    | メートル<br>4.20 | メートル<br>68.00 |
| “<br>第 29 号     | “            | 有限会社<br>菊 葉<br>代表取締役<br>佐竹 光寿   | 東京都世田谷区<br>大原1丁目<br>60番6号   | 鹿島郡鉾田町大字大竹<br>字打留1500番19  | 4.20         | 80.40         |
| 竜土木指令<br>第 88 号 | 元. 1. 27     | 染谷 キク                           | 北相馬郡守谷町<br>大字守谷甲<br>478番地   | 北相馬郡守谷町守谷<br>字清水甲2784番128 | 4.10         | 34.86         |

**規 程**

( 企 業 局 )

茨城県企業管理規程第2号

茨城県工業用水道条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成元年2月9日

茨城県公営企業管理者

企業局長 人 見 實 徳

茨城県工業用水道条例施行規程の一部を改正する規程

茨城県工業用水道条例施行規程(昭和42年茨城県企業管理規程第19号)の一部を次のように改正する。

第12条を次のように改める。

(点検の定例日)

第12条 条例第17条第1項の規定による定例日は、毎月末日とする。ただし、やむを得ない理由があるときはこの限りでない。

付 則

この規程は、平成元年4月1日から施行する。

毎週月・木曜日発行(緊急事項は号外発行)(定価送料とも1月)  
休日の場合は線下発行(金 2,000円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県総務部総務課

電話番号 0292(21)8111(代)